

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	運転員によるパトロールにおいて、非常用ディーゼル発電機（2B）の6台ある空気冷却器ファンのうち1台が停止していることを発見した。確認したところ、当該ファン起動用の電磁接触器の制御回路に不具合があることがわかった。今後、原因調査	A	1月30日公表済 (PDF92KB)

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	通信用充電器盤点検において、電圧計切替スイッチに動作不良（蓄電池位置で指示値出ず）が認められたため、当該スイッチを修理	D	
2	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（B）にグランドリーク量の増加及びパッキンの締め代不足が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	屋外循環水配管電気防食装置（Z-3）に「電位異常」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	3号機	3、4号機超高压送電線開閉所碍子洗浄水配管自動排水弁よりリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	3号機	サービス建屋電気品室換気空調系局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
6	4号機	廃棄物処理建屋操作室現場監視用TVモニタ点検において、映像不良が認められたため、当該モニタを修理	D	
7	4号機	気体廃棄物処理系温度記録計（426）点検において、内部部品の動作不良が認められたため、当該記録計を修理	D	
8	4号機	常用冷却系ターボ冷凍機（B）に「冷水断」の警報が発生し、自動停止が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系廃液サージポンプに流量変動が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	原子炉隔離時冷却ポンプ室換気空調系局所空調機点検において、Vベルトに緩み（1本）が認められたため、当該ベルトを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	主タービン複合中間弁（No. 5）及び蒸気加減弁（No. 2）点検において、スプリングハウジングガイドローラ枠板及びガイドローラに磨耗が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	可燃性ガス濃度制御系（A）冷却器残留熱除去海水冷却水出口弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液濃縮器（B）加熱器ドレン弁グランド部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで